

大阪市放置自転車等啓発指導員制度要綱における定義の解説

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自転車等 自転車及び原動機付自転車をいう。
- (4) 自転車駐車場 一定の区間を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (5) 利用者等 自転車等の利用者又は所有者をいう。
- (6) 放置 自転車等が道路(国又は地方公共団体が公共の用に供する道路のうち、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第2項に規定する道路の附属物たる自転車駐車場以外の部分をいう。)に置かれ、かつ、利用者等が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあることをいう。